

平成27年第2回浦幌町議会臨時会 議案説明資料

目次

- ・承認第3号（専決処分の承認を求めることについて・浦幌町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）説明資料……………P 1・2
- ・承認第4号（専決処分の承認を求めることについて・浦幌町保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）説明資料……………P 3・4
- ・承認第5号（専決処分の承認を求めることについて・浦幌町へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）説明資料……………P 5・6

浦幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 説明資料

(町民課)

1 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、浦幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

2 改正の主な内容

改正項目	条項番号	改正内容
軽自動車税の税率	附則第1条、 第4条	平成27年度以後の年度分について適用することとされていた原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期を1年間延長し、平成28年度以後の年度分について適用する。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

浦幌町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則（平成26年5月12日条例第6号） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中浦幌町税条例第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに附則第4条第1項及び第6条（第1条の規定による改正後の浦幌町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) 第1条中浦幌町税条例第23条、第48条、第52条第1項、第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号並びに附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第2条～第3条 (略) （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 新条例第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条～第6条 (略)</p>	<p>附 則（平成26年5月12日条例第6号） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中浦幌町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条 及び第6条（第1条の規定による改正後の浦幌町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) 第1条中浦幌町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び 附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条 及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第2条～第3条 (略) （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 新条例第82条 の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条～第6条 (略)</p>

浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に施行されたことから、平成27年第1回浦幌町議会定例会において、浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正し、平成26年度在園児に対しては、卒園までの間の保育料徴収金は従前の例とする経過措置を設けましたが、新入園児と比較した場合、在園児が属する世帯の階層区分が上回り、新入園児の保育料徴収金より高くなる保護者がいることから、在園児の保育料徴収金について一部改正を行うものです。

2 改正の内容

附則第2項を削り、在園児の保育料算定については改正後の保育料徴収金基準額表を用いることとするものです。

浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第12号）
 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第8条（略） 別表（第6条関係）（略） 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 _____ _____ _____ _____	第1条～第8条（略） 別表（第6条関係）（略） 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例の施行の日の前日から引き続いて保 <u>育園に入所している児童が卒園するまでの間の</u> <u>保育料に係る別表の規定については、なお従前</u> <u>の例による。</u>

浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する 条例の一部を改正する条例の一部改正説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に施行されたことから、平成27年第1回浦幌町議会定例会において、浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正し、平成26年度在園児に対しては、卒園までの間の保育料徴収金は従前の例とする経過措置を設けましたが、新入園児と比較した場合、在園児が属する世帯の階層区分が上回り、新入園児の保育料徴収金より高くなる保護者がいることから、在園児の保育料徴収金について一部改正を行うものです。

2 改正の内容

附則第2項を削り、在園児の保育料算定については改正後の保育料徴収金基準額表を用いることとするものです。

浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 (略) 別表(第6条関係) (略) 附則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第9条 (略) 別表(第6条関係) (略) 附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日の前日から引き続いて保育所に入所している児童が卒園するまでの間の保育料に係る別表の規定については、なお従前の例による。</p>